

## 年間スローガン

ストップ・ザ  
交通事故 高めようモラル  
守ろうルール

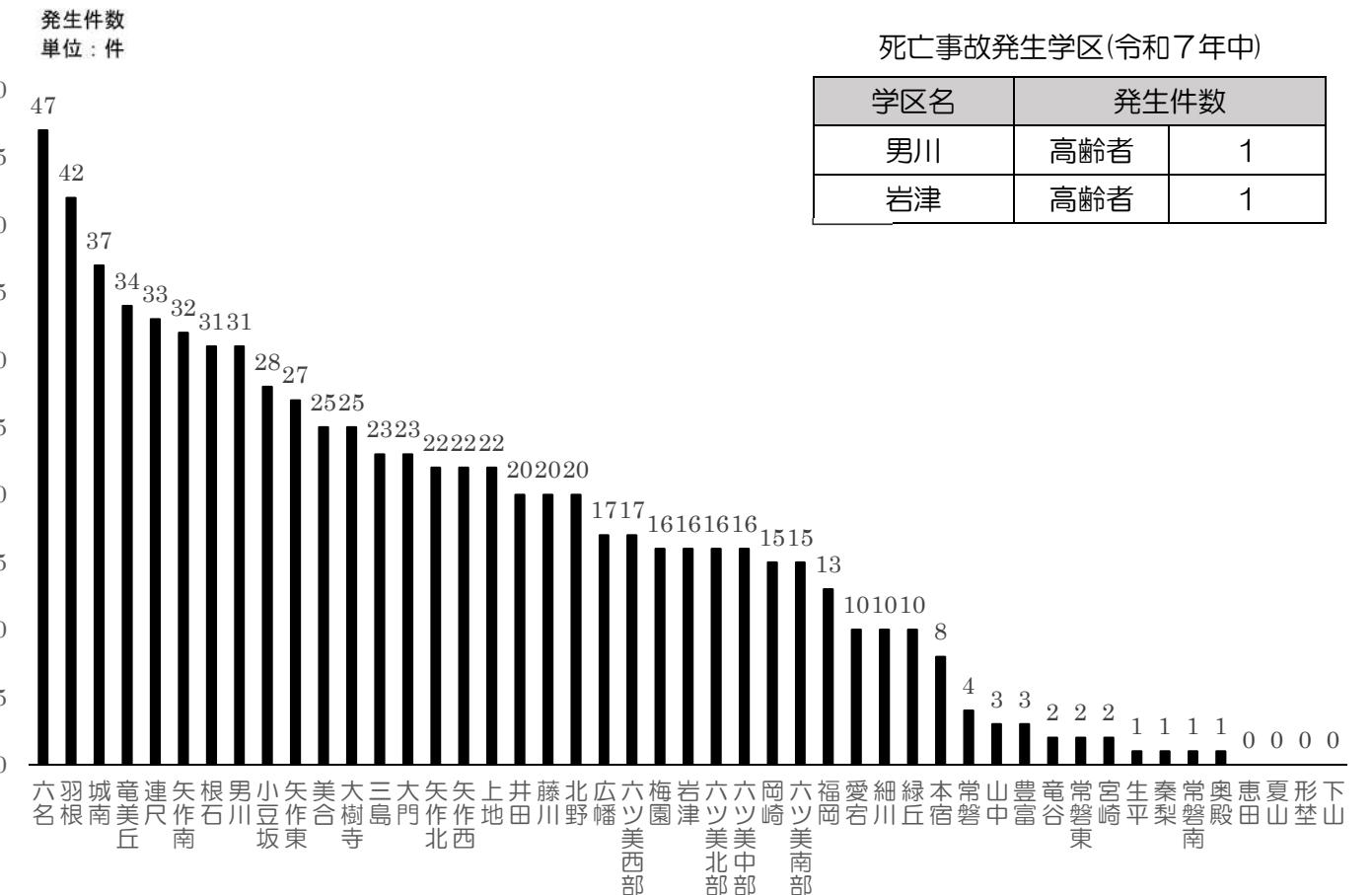
## 年間広報重点

- ただいま 今日もわが家に 咲く笑顔
- スマホより 命の安全 みぎひだり
- 自転車は 大人もこどもも ヘルメット

## 今後の交通安全行事予定

- 岡崎市交通安全推進協議会総会 令和8年2月3日(火)
- 岡崎市交通安全・地域安全功労者表彰式 令和8年2月13日(金)

## 学区別人身事故発生状況（令和7年1月～9月）



主唱 岡崎市交通安全推進協議会

事務局：岡崎市市民安全部 防犯交通安全課 〒444-8601 岡崎市十王町2丁目9番地 TEL23-6340 FAX23-6570

## 年間サブスローガン

### ◆実践しよう 交通安全3S運動



#### Stop(ストップ)

- 赤信号は確実にストップ、一時停止場所では自転車もストップ
- 横断歩道や交差点では歩行者優先
- 飲酒運転の根絶

#### Slow(スロー)

- こどもや高齢者を見かけたらスローな運転
- 見とおしが悪い交差点では徐行

#### Smart(スマート)

- 全ての人に対して思いやりをもった運転と、運転中はスマートフォン等を絶対使用しないスマートな運転
- シートベルトの全席着用の徹底
- 急発進や急制動をしない、落ち着いたアクセルの踏み込みなど環境に配慮したスマートな運転

# 令和7年年末の交通安全 市民運動実施要綱

期間 令和7年12月1日(月)から12月10日(水)までの10日間

市内一斉大立哨 令和7年12月1日(月)・12月10日(水)

## 目的

年末は、師走特有の慌ただしさから運転者や歩行者等の注意力が散漫となり、交通事故が起きやすくなります。また、忘年会など飲酒の機会が増えることから飲酒運転による事故が心配されます。そこで、この時期に、市民一人一人の交通安全意識を高めるとともに、安全運転や安全行動の実践を通じて交通事故の防止を図りましょう。

## 運動重点

- 歩行者の安全な交通行動の実践
- 自転車等の安全利用及びヘルメット着用の徹底
- 運転者の安全運転意識の向上及び飲酒運転等の根絶

## 《岡崎市からのお知らせ》

### 自転車乗車用ヘルメットの購入の補助金申請を受け付けています

内 容 転倒や交通事故の際に頭部を保護する自転車乗車用ヘルメットの購入に対し、補助金を交付

(令和7年4月1日以降に購入したものが対象)

対象者 市内に住所を有している満7歳～満18歳になる方又は満65歳以上になる方

対 象 新品で次の安全認証が付されているヘルメット

SGマーク、JCFマーク、CEマーク(※)、GSマーク、CPSCマーク

(※) CEマークについてはEN1078(自転車乗車用ヘルメットの規格)であること

補助額 ヘルメット購入費の2分の1

(上限2,000円)

申 込 令和7年4月1日～令和8年3月31日

申請書類を防犯交通安全課(東庁舎3階)へ提出

※予算の範囲内で申請書提出の先着順に受付



【詳しくは岡崎市防犯交通安全課ホームページで】



★令和5年4月から道路交通法が改正され、全年齢で自転車乗車中のヘルメット着用が努力義務化  
(愛知県では令和3年10月1日から全年齢で自転車乗車中のヘルメット着用が努力義務化)

## 《岡崎警察署からのお知らせ》

### 「ちょっとくらい・・・」は絶対やめよう飲酒運転！

#### アルコールが運転に及ぼす悪影響

- ・集中力が下がる
- ・多方面への注意力が下がる
- ・反応速度が遅れる
- ・視覚機能の低下 等



二日酔い運転も  
ダメ！



#### 飲酒運転に対する罰則

- ・酒酔い運転……罰則5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ・酒気帯び運転……罰則3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

#### 飲酒運転をしたドライバーだけじゃない！

##### 車両の提供者

- ① 運転手が酒酔い運転の場合  
罰則5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ② 運転手が酒気帯び運転の場合  
罰則3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

##### 酒類の提供者・同乗者

- ① 運転手が酒酔い運転の場合  
罰則3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ② 運転手が酒気帯び運転の場合  
罰則2年以下の懲役又は50万円以下の罰金

### 路上での寝込みに注意！

～道路上での寝込み等による交通事故が後を絶ちません～



お酒を飲みすぎたと感じたら、家族に迎えを頼んだり、  
タクシーで帰宅しましょう！！



#### 早朝・夜間に運転される方へ

●暗い時間帯の走行では、必要に応じてハイビームを活用して危険を  
早く発見しましょう。



●特に深夜から早朝にかけて、車道など予想外の場所で酩酊した人が  
寝ているかもしれませんので、注意してください。

## 《トピックス》

### 令和8年4月1日から自転車の交通違反に対する

### 交通反則通告制度（いわゆる青切符）が導入されます！

#### ●交通反則通告制度

交通反則通告制度とは、反則行為（道路交通法の違反行為のうち警察官が現認可能な明白で定型的なもの）をした者が検挙されると、定額の反則金の納付が通告され、その通告を受けた者は、反則金を任意に納付したときは、刑事手続に移行されることなく、その反則行為に係る事件について起訴されない制度です。

#### ●対象

令和8年4月1日からは 16歳以上の自転車利用者が犯した反則行為が対象となります。

※これまででは、自動車や原動機付自転車（特定小型原動機付自転車を含む。）の運転者が対象となっていました。

#### ●自転車の主な反則行為と反則金の額

今回導入される自転車の交通反則通告制度の対象となる反則行為は、113種類あります。  
主な反則行為と反則金の額は、以下の表のとおりです。

反則行為	反則金の額
携帯電話使用等（保持）	12,000円
信号無視（赤色等）	6,000円 (点滅は5,000円)
通行区分違反 ※車道の右側を通行した場合など	6,000円
指定場所一時不停止等、無灯火運転	5,000円
公安委員会遵守事項違反 ※傘差し運転、大音量でのイヤホン使用運転など	5,000円
並進禁止違反	3,000円

岡崎市では、自転車の人身交通事故件数は増加傾向にあります。

愛知県警察によりますと、県内の過去5年間（令和2～6年）で自転車の交通死亡事故の主な原因として、以下のデータが出ております。

- ・負傷部位として頭部が致命傷となる場合が6割以上
- ・自転車側に交通違反が認められる場合が約9割

自転車に乗る時は、ヘルメットを着用し、交通ルールを守りましょう！